

令和4年(2022年)4月22日
総務部 総務課

湖南市政治倫理審査会の審査結果を公表します

■内容

令和3年11月26日、湖南市政治倫理条例第5条の規定に基づき、本市議会議員7名から議長へ調査請求書2件が提出され、当該2件について、同条例施行規則第3条第6項の規定に基づき、同年12月3日付けで湖南市議会議長から湖南市政治倫理審査会会長あてに審査請求書の提出がありました。

これを受け、本市では、委員6名で構成される「湖南市政治倫理審査会」において、令和4年1月13日(木)から同年4月6日(水)までの間に5回の審査会を開催し審査いただきました。

審査終了に伴い、同条例第7条第5項の規定による審査結果報告書が、本日4月22日(金)に市に提出されましたので、当該報告書を公表します。

なお、別添審査結果報告書に加え、審査会会議録については、本日中に市ホームページに掲載します。

■問い合わせ

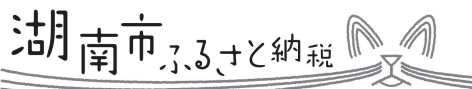
担当課名：総務部 総務課

担当者名：総務・法規係 藤木・米津

(直通) 0748-71-2357

17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX) 0748-72-3390



〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

様式第3号(第3条関係)

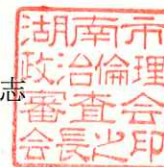


令和4年(2022年)4月22日

湖南市長 生 田 邦 夫 様

湖南市政治倫理審査会

会 長 真 山 達 志



審 査 結 果 報 告 書

湖南市政治倫理条例第7条第5項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 審査対象者の氏名及び審査請求の内容

【審査対象者】 森淳議員

【審査請求内容】 11月9日報道機関による「市長なりすまし推薦文」
森淳議員の湖南市議会議員選挙法定ビラに関連する報道について
その内容について、市民への説明責任を果たすため

2 審査結果

次のとおり

【湖南省政治倫理審査会委員】

役職	委員名	職業
会長	真 山 達 志	大学教授
副会長	八 幡 知 行	公認会計士・税理士
委員	秋 月 謙 吾	大学院教授
委員	林 善 彦	司法書士・土地家屋調査士・行政書士
委員	古 川 麻里恵	弁護士
委員	山 本 善 通	税理士・行政書士・中小企業診断士

【審査請求等の経過】

令和3年11月26日付けで、赤祖父裕美議員、松井圭子議員、川波忠臣議員、細川ゆかり議員、副田悦子議員、中土翔太議員および柴田栄一議員の連署をもって、湖南省議会議長宛に湖南省政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条の規定による調査請求書の提出があった。

令和3年12月3日付け湖議第221号審査請求書により、湖南省議会議長から湖南省政治倫理審査会会長宛に条例第6条第2項の規定による調査請求に係る審査付託がされた。

【審査の経過】

◆第1回審査会

◇開催日：令和4年1月13日（木）

◇議事内容：審査請求内容を確認した。

調査請求の適否について審査した結果、調査すべき案件として取り扱うこととした。

政治倫理基準違反の存否について審査するに当たり、審査の方法について確認した。収集すべき資料、事情聴取を行うべき者等について確認した。

◆第2回審査会

◇開催日：令和4年1月28日（金）

◇議事内容：審査対象者に事情聴取を行い、収集すべき資料等について確認した。

◆第3回審査会

◇開催日：令和4年2月21日（月）

◇議事内容：提出された資料請求、事情聴取の内容を基に、政治倫理基準違反行為の存否について審査した。

◆第4回審査会

◇開催日：令和4年3月23日（水）

◇議事内容：結果報告書の内容について確認した。

◆第5回審査会

◇開催日：令和4年4月6日（水）

◇議事内容：結果報告書の内容について確認した。

【審査の内容】

令和3年10月17日執行の湖南市議会議員一般選挙において頒布された審査対象者の選挙運動用ビラに掲載された市長推薦文について、審査請求人から求められた次の調査内容等について、資料請求および事情聴取により調査を行った。

(1) 推薦文原稿の市長への依頼の有無

推薦文について、審査対象者が次のとおり市長に依頼したことを確認した。

令和3年8月28日、電話により、市長に推薦文の依頼を行うため面会を求めたが、日程調整ができなかった。そのため、電話により、推薦文の依頼を行い、そのことについて了承を得、署名および写真の提供を依頼した。

(2) 市長の自署の収受方法

市長の署名について、審査対象者が次のとおり市長から収受したことを確認した。

令和3年8月29日、市長の事務所において、前日の電話で市長に依頼した署名および写真のデータを市長の私設秘書から受け取った。

(3) 推薦文原稿の市長による確認の有無およびその方法

推薦文原稿について、審査対象者が次のとおり市長に確認したことを確認した。

令和3年9月14日、審査対象者の事務所において、市長の署名が入った推薦文と写真を市長に見せ、十分に確認できる時間を設定した後に了承を得た。

(4) 推薦文内容の市長の承認の有無

上記(3)のとおり

(5) 道義的および法的（条例）な認識

下記【判断の理由】のとおり

【審査の結果】

条例第4条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為はなかったと判断する。

【判断の理由】

調査請求で求められた「なりすまし行為」についてであるが、そもそも「なりすまし」については法令上の概念が存在するわけではなく、また社会的にも十分な合意が得られた定義が存在するわけではない。一般的には、本人の知らない、または合意のない言説ないし行為を、あたかも本人のものであると第三者をして誤認させるような行為と考えられているだろう。なお、そのような意味での「なりすまし」行為であれば、公職選挙法第235条第1項に規定されている虚偽事項の公表罪に当たるおそれがある。

本件における審査対象者の行為については、市長が審査対象者を推薦することおよび市長名の推薦文を選挙文書に掲載することについて、市長に予め了解を得ており、推薦文の文案について事前に見せて了解を得るという手順を踏んでいる。また、公職者の挨拶、演説、答弁等の原稿を本人以外が作成することは一般的に行われており、特に珍しいことではない。したがって、たとえ市長本人が執筆していないとしても、文案の作成についての委任があったことが合理的に認められ、かつ作成された文案を市長本人が確認する機

会を作るという手順が踏まれていれば、社会通念や一般的な社会慣行から考えると、著しい問題があるとは言えない。少なくとも、本人が知らないうちに勝手に文章を作成し、または文章を変えて公表するという、上述の「なりすまし」行為には該当しないと判断する。

また、推薦文中の「筆を執りました」という部分については、「私が筆を執るほど信頼を置いて推薦した人物だ」という評価的な側面が強いものであって、筆を執るという行為自体にことさら意味がある表現とは言えない。市長との信頼関係については、市長の発言、報道発表の市長コメントからも確認できるので、この点でも社会的正義から逸脱するようなものではない。

審査対象者の行為は、市長の確認を取る努力をし、十分な手順を踏んでいることから、今日の社会通念や一般的慣行からすれば「不正」や「不誠実」とは言えず、また議員としての品位と名誉を損なうとは言えない。さらに、有権者を欺いたり、有権者の判断を誤らせるような結果に繋がったりする行為ではなかったと判断し得る。よって、条例が定める政治倫理基準に違反する行為には当たらないと判断する。

【附帯意見】

当審査会において、本件審査対象者の行為については、慎重な調査と審査の結果、「なりすまし」に当たらないことを確認した。しかし、一般的に「なりすまし」行為であるか否かは外形上、容易に判断することが困難であることから、公職にある者は、市民から疑念を持たれるような行為を厳に慎むよう求める。

様式第3号(第3条関係)



令和4年(2022年)4月22日

湖南市長 生 田 邦 夫 様

湖南市政治倫理審査会
会 長 真 山 達 志



審 査 結 果 報 告 書

湖南市政治倫理条例第7条第5項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 審査対象者の氏名及び審査請求の内容

【審査対象者】 大島正秀議員

【審査請求の内容】 大島正秀市議が、公職選挙法で政治家による選挙区内での寄附行為を禁じているにもかかわらず、10月に行われた市議会議員選挙前に有権者にブドウを配っていた。11月20日発行の京都新聞に掲載されたことについて、市民への説明責任を果たすため。

2 審査結果

次のとおり

【湖南省政治倫理審査会委員】

役職	委員名	職業
会長	真 山 達 志	大学教授
副会長	八 幡 知 行	公認会計士・税理士
委員	秋 月 謙 吾	大学院教授
委員	林 善 彦	司法書士・土地家屋調査士・行政書士
委員	古 川 麻里恵	弁護士
委員	山 本 善 通	税理士・行政書士・中小企業診断士

【審査請求等の経過】

令和3年11月26日付けで、赤祖父裕美議員、松井圭子議員、川波忠臣議員、細川ゆかり議員、副田悦子議員、中土翔太議員および柴田栄一議員の連署をもって、湖南省議会議長宛に湖南省政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条の規定による調査請求書の提出があった。

令和3年12月3日付け湖議第222号審査請求書により、湖南省議会議長から湖南省政治倫理審査会会長宛に条例第6条第2項の規定による調査請求に係る審査付託がされた。

【審査の経過】

◆第1回審査会

◇開催日：令和4年1月13日（木）

◇議事内容：審査請求内容を確認した。

調査請求の適否について審査した結果、調査すべき案件として取り扱うこととした。

政治倫理基準違反の存否について審査するに当たり、審査の方法について確認した。収集すべき資料、事情聴取を行うべき者等について確認した。

◆第2回審査会

◇開催日：令和4年1月28日（金）

◇議事内容：審査対象者に事情聴取を行い、収集すべき資料等について確認した。

◆第3回審査会

◇開催日：令和4年2月21日（月）

◇議事内容：提出された資料請求、事情聴取の内容を基に、政治倫理基準違反行為の存否について審査した。

◆第4回審査会

◇開催日：令和4年3月23日（水）

◇議事内容：審査対象者に弁明の機会を設けた。

結果報告書の内容について確認した。

◆第5回審査会

◇開催日：令和4年4月6日（水）

◇議事内容：結果報告書の内容について確認した。

【審査の内容】

配付した葡萄の意味、配付した経緯等について、資料請求および事情聴取により調査を行った。

(1) 葡萄園について、次のとおり確認した。

審査対象者によれば、まちづくり協議会の事業として葡萄栽培を行おうとしたが、困難であると判明した。その現状は次のとおりである。

- ① 葡萄園として使用している土地については、審査対象者が、土地所有者と貸借契約を交わし、使用しているものである。
- ② 葡萄園の経営については、審査対象者が他 1 人との共同により個人経営しているもの（以下「個人農園」という。）である。

(2) 葡萄の栽培に関して、審査対象者、個人農園およびまちづくり協議会の関係について、次のとおり確認した。

- ① 審査対象者は、以下のような説明をした。
 - ・ 葡萄の栽培にあたり、まちづくり協議会のメンバーから無償で労働の提供があった。
 - ・ 販売できない葡萄については、今後 6 次産業としてまちづくり協議会で加工販売をしていく予定である。
 - ・ 6 次産業として加工販売する葡萄は、個人農園からまちづくり協議会に提供するので、その代わりにまちづくり協議会から労力を提供してもらうという関係である。契約書はなく、口頭で合意を得たものである。
- ② 上記については、まちづくり協議会の記録にその事実を客観的に裏付ける記載は見出せなかった。
- ③ 審査対象者のまちづくり協議会における役割については、平成29年度においては地産地消部会長を務めているものの、平成30年度以降は交通安全推進部会長他を務めており、この地産地消または果樹の生産加工等に直接関わる役割を担っていない。

(3) 葡萄の配付の意図、配付先等について、次のとおり確認した。

- ① 葡萄の配付の意図については、労働の対価であるとの主張がある一方、「儀礼の範囲のつもりで試食してもらった」、「食べてもらって感想が欲しい」、「自分が作ったものを誰かに美味しいと言って食べてもらいたい」、「お礼の意味を込めて」などといった発言もあった。
- ② 葡萄の配付先は44人で、内訳としては、市内の人36人（内現市議会議員 5 人）、市外の人 8 人である。
- ③ 葡萄の配付方法については、販売するときの形状と同様のパックに入れた形状で、1 軒につき一房を審査対象者本人が直接配った。

(4) まちづくり協議会への葡萄代金の納入について、本来、調査の対象となっていないが、調査請求書別紙資料で問題提起があったので、付随的に調査を行った結果、納

入の事実がないことを確認した。

【審査の結果】

条例第4条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと判断する。

【判断の理由】

(1) 公職選挙法上の禁止行為について

公職選挙法第199条の2第1項に「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない」と規定されており、選挙に関すると否とを問わず、また、いかなる名義をもってするを問わず、特定の場合を除き一切禁止し、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資することとしている。また、「寄附」とは、公職選挙法第179条に規定する寄附の意であり、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」のであって、社会通念上の寄附の概念よりも広いものである。

すなわち、選挙の有無、時期を問わず、公職の候補者等がいかなる名義であっても債務の履行としてなされるもの以外のものを選挙区内の者に対して配付することは、公職選挙法第199条の2第1項で禁止されている寄附行為に当たるのである。

審査対象者は、選挙区内の者に対し配付した葡萄について、一部労働の対価であるとの主張もしているが、他方で、「儀礼の範囲のつもりで試食してもらった」、「食べてもらって感想が欲しい」、「自分が作ったものを誰かに美味しいと言って食べてもらいたい」、「お礼の意味を込めて」などといった発言も行っており、複数の意味づけをするものもある。そうすると、配付した葡萄の中には、単なる労働の対価とは認めがたく、労働の対価という性質以外の何らかの付加的意味があるものが含まれると思われる。たとえ、それが感謝やお礼という意味であったとしても、債務の履行としてなされたものだけではない以上は、公職選挙法によって禁止されている行為に当たるおそれがある。

当審査会は、法令上の違反であるか否かを判断することは権限外であると認識しているが、政治倫理基準違反行為の存否を判断するに当たり、本件行為は公職選挙法で禁止されている寄附行為に当たるおそれがあると判断したものである。

(2) 政治倫理基準違反行為の存否について

条例第4条第1項第1号に「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為を厳に慎み、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと」と規定されている。

公職にある者は法令に基づいて厳格に慎重に行動するということが求められており、また行動すべきであることは当然のことである。

上述のように、法律によって直ちに罰せられることがなく、或いは結果的に罰せられなかったとしても、本件行為は、法に抵触するおそれのある行為である。したがって、

条例第4条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反していると判断せざるを得ない。

【附帯意見】

当審査会は、政治倫理基準の違反の存否について審査する機関であるが、次に述べる意見を附することとする。

審査対象者においては、選挙の有無、時期を問わず、公職の候補者等がいかなる名義であっても債務の履行としてなされるもの以外のものを選挙区内の者（まちづくり協議会等団体も含む。）に対して配付することは、公職選挙法第199条の2第1項で禁止されていることを改めて認識されたい。また、審査対象者、個人農園およびまちづくり協議会の役割、相互の関係等を明確にし、契約書等により第三者が容易に確認できるようにすることによって、本件のような疑念を持たれることのないよう努めなければならない。

最後に、市議会として、公職にある者の寄附には厳格な制限があることについて改めて周知徹底を図り、研修等を行い、政治倫理基準の遵守について理解を深めるなどの取り組みを行われるよう、湖南市議会議長に要望する。